

京都府・京都市条例に基づく建築物への再エネ導入義務制度等に関する  
オンラインセミナーに係る Q&A

**【質問】**

|   |  |
|---|--|
| ① | (現行の) 導入義務量の「3万MJ/年」とはどの程度の規模になりますか？                       |
| ② | 再エネ導入義務量の計算方法について改めて教えてください。                               |
| ③ | 太陽光発電設備（太陽光パネル）を設置する場合、景観条例として設置可能な色や設置方法の指定はありますか？        |
| ④ | 住宅などの説明義務化の遵守状況を把握するような制度の予定はありますか？建築士事務所へのアンケートなど実施されますか？ |
| ⑤ | ZEH、ZEBを義務化は検討しないのですか？                                     |
| ⑥ | 導入義務の強化については、条例改正後に速やかに施行されるのですか？                          |

**【回答】**

|   |  |
|---|--|
| ① | 太陽光発電設備では、おおよそ出力3kW程度と、一般的な家庭用の太陽光発電設備と同等（或いは少し小さい）程度の規模になります。   |
| ② | 特定建築物における再エネ導入義務量の計算方法については、「床面積（増築の場合は増築部分に限る）×30MJ」となります。ただし、45万MJを上限とします。（令和4年4月1日から施行）<br>（参考）京都府・京都市条例における根拠<br>・京都府：再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則 第3条第2項<br>・京都市：地球温暖化対策条例施行規則 第29条第1項第2号 |

**実際の再エネ導入量** ※届出時に使用する計算式

例) 太陽光発電設備の場合

①日本工業規格(JIS)に定められた推計方法を用いる場合

$$\text{エネルギー量} = \sum_{1\text{月}\sim 12\text{月}} (\text{月別総合設計係数} / \text{標準試験条件における日射強度}) \times \text{太陽光発電パネルの定格出力} \times \text{月平均日積算傾斜面日射量} \times \text{一次エネルギー換算係数}$$

②簡便な算出方法を用いる場合

$$\text{エネルギー量} = \text{太陽光発電パネルの定格出力} \times 8,760 \text{時間} \times \text{設備利用率} \times \text{一次エネルギー換算係数}$$

※①②いずれの計算式でも可

|        |                   |                      |
|--------|-------------------|----------------------|
| 係<br>数 | 月別総合設計係数（結晶系）     | 0.82                 |
|        | 月別総合設計係数（アモルファス系） | 0.83                 |
|        | 標準試験条件における日射強度    | 1kW/m <sup>2</sup>   |
|        | 月平均日積算傾斜面日射量      | JIS C8907 に添付のデータによる |
|        | 設備利用率（標準値）        | 0.175                |
|        | 一次エネルギー換算係数       | 9.76MJ/kWh           |

(京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する指針 別表より)

**導入・設置可能な再エネ設備の電気の最大量試算**

例) 太陽光発電設備の場合

○戸建て住宅以外

太陽光パネル設置最大面積 [㎡] = 対象区分 [㎡、人] × 設置係数 (手引き P22 表 3-3 を参照)

太陽光パネル出力想定 [kW] = 太陽光パネル設置最大面積 [㎡] × 0.15 [kW/㎡]

発電電力最大量 [kWh/年] = 太陽光パネル出力想定 [kW] × 1,226 [kWh/kW・年]

発電電力最大量 (一次エネルギー) [MJ/年]

= 発電電力最大量 [kWh/年] × 一次エネルギー換算係数 9.76 [MJ/kWh]

(京都府・京都市条例に基づく再生可能エネルギーの導入・設置等に係る建築士の説明義務制度の手引 P21～より)

- ③ 以下の「太陽光発電事業ガイドライン集」及び「太陽光発電事業の実施に係る関係法令等の手引き」を御確認ください。

[http://www.pref.kyoto.jp/energy/pv\\_guide.html](http://www.pref.kyoto.jp/energy/pv_guide.html)

また、京都市内での設置については、以下の「太陽光パネルの景観に関する運用基準・手続のご案内」も併せて御確認ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281390.html>

- ④ 京都府・京都市条例ともに、設計者（建築士）の皆さまに施行状況について報告を求める規定がございます。本年度は、建築士団体等に御協力いただき、アンケート・ヒアリング等による施行状況の確認を実施したいと考えています。

- ⑤ 京都府・京都市では、現時点でZEB、ZEHの義務化は検討していません。なお、国においては、住宅・建築物における省エネ対策等のあり方が議論されており、省エネ基準適合義務の対象範囲の拡大や再エネ設備設置の義務化等が検討されています。

(御参考) 「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」 (国土交通省・経済産業省・環境省)

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000188.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000188.html)

- ⑥ 条例は令和2年12月にすでに改正しておりますが、施行には制度の周知期間が必要となりますので、令和4年4月1日からの施行としております。